

# 福岡市公報

令和6年2月26日 第7031号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

## 一目 次一

## 規 則

ページ

○福岡市手数料条例施行規則の一部改正（第2号） ..... 1

○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限  
に関する条例施行規則の一部改正（第3号） ..... 2

## 告 示

○地縁による団体の主たる事務所及び代表者の変更（第42号） ..... 2

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する  
方法により行う手続等（第43号） ..... 3

○印影印刷用公印の印影に関する告示の一部改正（第44号） ..... 3

## 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書（第46号） ..... 3

## 早 良 区

○住民票の消除（告示第1号） ..... 4

○住民票の消除（告示第2号） ..... 5

## 規 則

福岡市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年2月26日

福岡市長 高島宗一郎

## 福岡市規則第2号

## 福岡市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市手数料条例施行規則（昭和35年福岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1の項から4の項まで」を「1の項、2の項、3の項、4の項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年2月26日

福岡市長 高島 宗一郎

### 福岡市規則第3号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成2年福岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び同条第5項各号列記以外の部分中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改め、同項第1号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 周船寺駅南地区地区整備計画区域

第5条第5項第2号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改め、同項第3号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 福岡市告示第42号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年2月26日

福岡市長 高島 宗一郎

区分	名称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	草香江2丁目2 区町内会	町内会長宅(福岡市中央区 草香江二丁目15番4号)	福岡市中央区草香江二丁目 15番4号 櫻木 照久
変更後		町内会長宅(福岡市中央区 草香江二丁目6番5号)	福岡市中央区草香江二丁目 6番5号 家入 和子

**福岡市告示第43号**

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の規定に基づき、市長等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものについて、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条の規定により次のように告示する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗一郎

根拠となる条例等の名称	条項	対象となる手続等
福岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則 (令和5年福岡市規則第64号)	第9条	充てん設備休止届出
	第10条第1号	液化石油ガス販売事業報告
	第10条第2号	保安業務実施状況報告
	第10条第3号	液化石油ガス充てん事業報告
	第11条	許可等申請取下届出

**福岡市告示第44号**

福岡市印規則第9条第3項の規定に基づき、印刷物に使用する印影印刷用公印の印影に関する告示（昭和57年福岡市告示第55号）の一部を次のように改正し、令和6年2月29日から施行する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗一郎

第1項の表納税通知書兼領収（証）書の項を次のように改める。

納税通知書兼領収 (証)書	市長印	2	正方形	10	市税
------------------	-----	---	-----	----	----

---

公 告

---

**福岡市公告第46号**

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、令和5年10月26日付でなされた大規模小売店舗の新設の届出について意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のように意見の概要を公告し、当該意見をこの公告の日から1月間縦覧に供する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗一郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアモリ梅林店

福岡市城南区梅林一丁目489番2ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 ドラッグストアモリ

代表取締役 森 竜馬

朝倉市一木1148番地の1

## 3 意見の概要

- 一般住宅と隣接しているため、夜間における営業及び営業時間外の駐車場の開場を止めること。
- 店舗に設置する室外機の音について、夜間における騒音規制の基準を超えることは問題である。
- 住民説明会が開催されていない。説明に来た者は、詳細を把握しておらず、対応が不十分であった。

## 4 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

---

## 早 良 区

---

### 福岡市早良区告示第1号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市早良区役所市民部入部出張所において縦覧に供する。

令和6年2月26日

福岡市早良区長 満 生 美 保

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市早良区早良一丁目1番6号 樋口 善行 様方	野村 嘉彦	令和5年12月21日
福岡市早良区内野二丁目13番16号	中原 哲男	

**福岡市早良区告示第2号**

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市早良区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和6年2月26日

福岡市早良区長 満 生 美 保

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市早良区高取一丁目5番20-402号 P L E A S T 高取	正田 新治	
福岡市早良区南庄二丁目1番1号 小石原ビル 405号	福田 杏介	令和6年2月7日
福岡市早良区田隈三丁目22番25号	竹下 健	

